別紙１

「農業保険法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

○御意見の概要及びそれに対する考え方

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	牛の胎児の保険対象を授精後 210 日以降として頂きたい。240 日未満であっても、まれに生存して発育できるケースがあり、出生後の治療が授精後 240 日に達するまで保険対象とならないのは実態に合わない。	御意見をいただきありがとうございます。 牛の胎児については、繁殖学上、授精後満８ヵ月（240日）を経過すれば、正常に出産した子牛と同程度の生存能力を有するとされています。 このため、家畜共済制度においては、これまでも資産価値の算定が可能なものとして、母牛に対する授精日又は受精卵移植日から起算して240日以上経過した牛の胎児を補償対象としております。